

2 賃借型 の場合

千葉市内で
オフィス等を賃借したい!

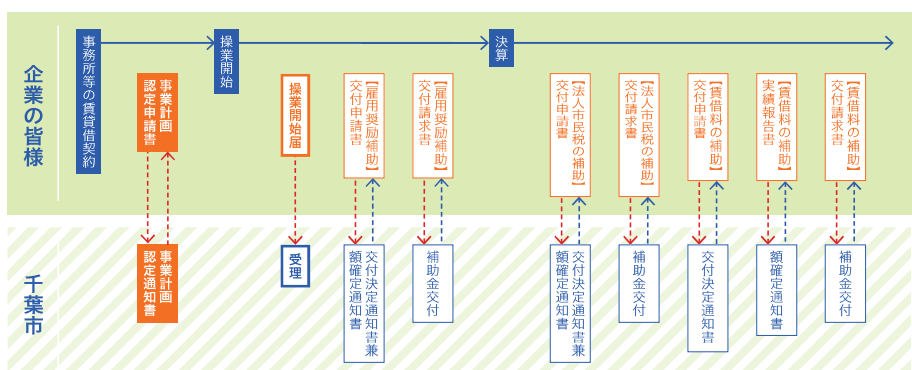
新たに工場・事務所等を『賃借』される企業の方 < 千葉市での事業所開設をサポート。拡充補助金も利用できます。

補助内容	賃借料補助	+	法人市民税相当額に対する補助	+	拡充補助金メニュー (P.18参照)		
					5 雇用奨励補助 スタートアップ型	5 雇用奨励補助 フォローアップ型	B オフィス環境整備等補助 C 社員採用補助
補助メニュー	対象地区	対象施設 <small>(※店舗は除く)</small>	雇用要件	事業所規模要件	補助率等	補助限度額	期間
ちば共創企業賃借立地事業 (「国家戦略特区関連産業」または「コア業種」に限る)	●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設※A	80㎡以上かつ 常時雇用者数が3人以上、 または 100㎡以上 [大型特例]※1 事業従事者数※2 が50人以上	事業所規模要件なし	賃借料の2/3	1,000万円/年 [本社]2,000万円/年	1年
					法人市民税相当額の2/3	-	4年
市外企業賃借立地事業	●工専・工業・準工業地域 ●商業地域・近隣商業地域 (事務所のみ) ●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設※A	事業従事者数が3人以上	下限なし	賃借料の1/2	300万円/年 [大型特例]600万円/年	1年
					法人市民税相当額の1/2	-	3年
本社賃借立地事業	●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区 ●千葉土気緑の森工業団地 ●ちばリサーチパーク ●ネクストコア千葉菅田 ●み春野流通パーク ●IC周辺地域	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設※A	事業従事者数が3人以上 (ただし、役員または常時雇用者のいずれか1人を含むこと)	下限なし	賃借料の1/2	500万円/年 [大型特例]1,000万円/年	1年
					法人市民税相当額	-	3年
外資系企業賃借立地事業	●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設※A	事業従事者数が3人以上 (ただし、役員または常時雇用者のいずれか1人を含むこと)	下限なし	賃借料の1/2	累計300万円※3	3年
					法人市民税相当額の1/2	-	3年
特定創業支援施設卒業企業賃借立地事業※4	●市内全域	●特定流通業務施設※5	事業従事者数が3人以上 (ただし、役員または常時雇用者のいずれか1人を含むこと)	下限なし	賃借料の1/3	100万円/年	1年
					賃借料の1/2	500万円/年	1年
特定流通業務施設賃借立地事業	●市内全域	●特定流通業務施設※5	事業従事者数が3人以上 (ただし、役員または常時雇用者のいずれか1人を含むこと)	下限なし	賃借料の1/2	500万円/年	1年
					法人市民税相当額の1/2	-	3年

※1 [大型特例] は千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区のみ ※2 事業従事者…企業の役員、または新設事業所等で直接雇用されている雇用保険一般被保険者等
 ※3 姉妹友好都市の所在する国(パラグアイ、カナダ、米、フィリピン、中国、スイス)からの進出企業についての補助限度額は、累計500万円
 ※4 特定創業支援施設: CHIBA-LABO(チバラボ)、千葉大イノベーションプラザ、千葉大学サイエンスパーク、千葉大学知識集約共同研究拠点
 ※5 物流総合効率化法に規定する特定流通業務施設
 ※A 蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限る。

2 賃借型 手続きの流れ(イメージ)

施設の稼働を開始する前に事業計画の認定が必要です。



拠点拡充や増床をされる市内企業の方 < 市内企業の既存施設における拠点拡充や増床をサポート!

補助内容	賃借料補助(増加分)	+	法人市民税相当額に対する補助(増加分)	+	拡充補助金メニュー (P.18参照)		
					5 雇用奨励補助 スタートアップ型	5 雇用奨励補助 フォローアップ型	(※Cは対象外)
補助メニュー	対象地区	対象施設 <small>(※店舗は除く)</small>	雇用要件・事業所規模要件	補助内容	補助限度額	期間	
市内企業賃借拠点拡充事業	●工専・工業・準工業地域 ●商業地域・近隣商業地域(事務所のみ) ●千葉都心地区 ●幕張新都心地区 ●蘇我特定地区 ●千葉土気緑の森工業団地 ●ちばリサーチパーク ●ネクストコア千葉菅田 ●み春野流通パーク ●IC周辺地域	●工場 ●研究開発施設 ●事務所 ●流通加工施設 ●環境関連施設※A ●特定流通業務施設※B	80㎡以上かつ 常時雇用者数10人以上増加 [大型特例]※1 事業従事者数※2が50人以上 [市外拠点集約] 市外の拠点を市内に集約	賃借料(増加分)の1/2	300万円/年 [本社] [大型特例] [市外拠点集約] 600万円/年	1年	
				法人市民税相当額(増加分)の1/2	-	3年	
既存の対象施設の移転を伴う場合は、常時雇用者数50人以上の増加							

※1 [大型特例] は千葉都心地区、幕張新都心地区、蘇我特定地区のみ ※2 事業従事者…企業の役員、または新設事業所等で直接雇用されている雇用保険一般被保険者等
 ※A 蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限る。 ※B 市内全域を対象とする。

② ③ オフィス移転・社員採用 に対する補助

オフィスの移転を最大限バックアップ!!

経費に係る発注、契約または支払いを行う前に、実施計画の認定が必要です。

② オフィス環境整備等補助 (2 賃借型 のみ対応)

補助金の対象となる経費 (実施計画認定日から稼働開始日の3か月後までの間の経費)	補助率	補助限度額	補助回数
移転に係る費用(引越し代など)	2/3	1,000万円	1回
移転先の内装費(改修経費など)			
移転先で使用する設備等の購入費(机・イスなど)			

新拠点での従業員採用をサポート!

③ 社員採用補助 (2 賃借型 のみ対応)

補助内容	補助対象経費	補助率等	補助限度額	補助回数
社員採用に係る経費の補助	実施計画認定日から稼働開始日の1年後までの間の人材募集に係る経費 (例)広告掲載費用、転職エージェントに対する費用、採用パンフレット等の制作・印刷費、会社説明会などの会場費、内定者への外部研修費用、面接応募者へ支払う交通費など	1/2	最大500万円※2	1回

※1 実施計画認定日から稼働開始日までの期間が6月を超える場合は、稼働開始日を含む6月前から
 ※2 大型特例(事業従事者が50人以上の事業所)またはコア業種特例(P.11中段)の企業が対象。その他業種の賃借型認定企業は250万円

試算表はP.19へ

5 雇用奨励補助

雇用をサポート!

補助事業の適用を受けた企業の、
千葉市民の雇用、雇用者の千葉市への転入をサポート!

スタートアップ型 操業開始時の体制整備を支援 (累積投資型は対象外)

適用される企業	補助対象者	内容	補助限度額	補助回数
1 所有型 企業立地補助金の対象企業	本市在住 新規常時雇用者 [※] および 常時雇用者 [※] で新規に転入した者	30万円/人 対象者が 複数人世帯の場合	1億2,000万円	1回
2 賃借型 企業立地補助金の対象企業		60万円/人		
4 農業法人 立地促進事業の対象企業				

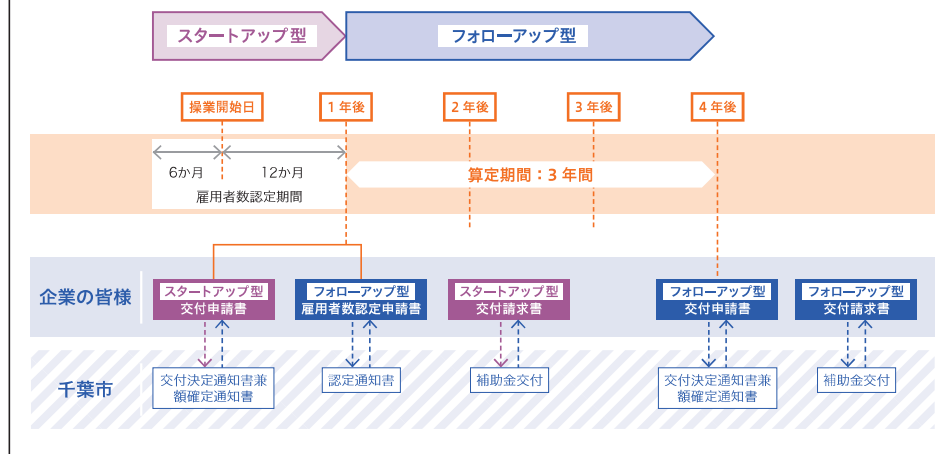
※ 常時雇用者…①直接雇用 ②社会保険被保険者 ③雇用保険一般被保険者等 のすべての要件を満たす者
※ 複数人世帯…同一世帯に属する配偶者、一親等以内親族がいるもの

フォローアップ型 中・長期的な雇用拡充を支援 (累積投資型は対象外)

適用される企業	補助対象者	内容	補助限度額	補助回数
1 所有型 企業立地補助金の対象企業	[対象者] 起算日(操業開始から1年後)から 3年経過した時点で 増加した市民雇用者(常時雇用者 [※])	30万円/人 対象者が 複数人世帯の場合	1億2,000万円	1回
2 賃借型 企業立地補助金の対象企業	[補助交付条件] 市民雇用者数(常時雇用者 [※])が 起算日に比して増加していること	60万円/人		
4 農業法人 立地促進事業の対象企業				

※ 常時雇用者…①直接雇用 ②社会保険被保険者 ③雇用保険一般被保険者等 のすべての要件を満たす者
※ 複数人世帯…同一世帯に属する配偶者、一親等以内親族がいるもの

5 雇用奨励補助 手続きの流れ(イメージ)



6 各種補助制度試算表

1 所有型 試算表

実際に算出してみましょう!

たとえ 土地・建物・償却資産それぞれ1億円で取得し、常時雇用者のうち、
新規採用 & 転入千葉市民が50人(単身世帯)の工場を立地した場合……

重点地域
企業立地事業

■ 取得固定資産の評価額		
土地	1億円×0.7 = 70,000,000円 …… a	
建物	1億円×0.7 = 70,000,000円 …… b	
償却資産	1億円 …… c	
2 雇用奨励補助 スタートアップ型	300,000円×50人 → 15,000,000円 …… e	
	d + e 総額 26,340,000円 …… f	
3 雇用奨励補助 フォローアップ型		
	※ 操業開始1年後から起算して3年後の市民雇用者(常時雇用者)が10人(複数人世帯)増加した場合……	
	600,000円×10人 → 6,000,000円が追加!! …… g	
	f + g 総額 32,340,000円	
【補助内容】		
1 固定資産税・都市計画税の補助		
土地	(a…1億円×0.7) × 1.7% = 1,190,000円	
建物	(b…1億円×0.7) × 1.7% = 1,190,000円	
償却資産	(c…1億円) × 1.4% = 1,400,000円	
	小計 3,780,000円 (=1年間)	
	3,780,000円×3年間 → 11,340,000円 …… d	

※ 上記は、実質投資額(土地・建物・償却資産それぞれ1億円)に対応する課税標準額を、土地0.7、敷地0.7、償却資産1と仮定し、税率については固定資産税1.4%、都市計画税0.3%で計算したもので、繰数の処理等は実際のものとは異なります。資産の評価替えや償却については考慮していません。

2 賃借型 試算表

実際に算出してみましょう!

たとえ 面積330㎡(約100坪)の事務所を賃借し、千葉支社を新設。
企業の総社員数100人。千葉支社の従業員数20人で、常時雇用者のうち、
新規採用&転入千葉市民10人(単身世帯)の場合……

市外企業
賃借立地事業

【補助内容】	家賃を1万円/坪、資本金が5千万円、 法人税額を1千万円と仮定	
1 賃借料に対する補助	1万円/坪×100坪×12か月×1/2 = 6,000,000円 → 3,000,000円(上限) …… a	
2 法人市民税に対する補助	● 法人税割額 10,000,000円 × 6.0% ÷ 100人 × 20人 = 120,000円 (法人税) (従業員の総数) (税率) (千葉支社の従業員数)	
	● 均等割額 130,000円(年額) (法人税割額120,000円 + 均等割額130,000円) × 1/2 × 3年間 → 375,000円 …… b	
3 雇用奨励補助 スタートアップ型	300,000円×10人 → 3,000,000円 …… c	
	a + b + c 総額 6,375,000円 …… d	
4 雇用奨励補助 フォローアップ型		
	※ 操業開始1年後から起算して3年後の市民雇用者(常時雇用者)が10人(複数人世帯)増加した場合……	
	600,000円×10人 → 6,000,000円が追加!! …… e	
	d + e 総額 12,375,000円	
	さらに市外からの移転や社員採用に係る経費が発生する場合 B オフィス環境整備等補助 と C 社員採用補助 を利用できます(P.15参照)	
	※ 税率は資本金等に応じて異なり、上記は計算の端数の処理等を含め仮定の計算となります。	

拡充補助 試算表

実際に算出してみましょう!

【補助内容】		
1 オフィス環境整備等事業に関する補助		
● 引越	3,000,000円 × 2/3 = 2,000,000円 …… a	
● 内装	12,000,000円 × 2/3 = 8,000,000円 …… b	
● 設備購入	1,200,000円 × 2/3 = 800,000円 …… c	
	a + b + c → 10,000,000円(上限) …… d	
2 社員採用補助		
● 10,000,000円 × 1/2	→ 5,000,000円(上限) …… e	
	d + e 総額 15,000,000円	